

埼玉県普及活動基本要綱

令和 7 年 11 月 4 日決裁

第 1 趣旨

協同農業普及事業の実施に関する方針を踏まえつつ、「埼玉県 5 か年計画」及び「埼玉県農林水産業振興基本計画」の実現を図るため、必要となる普及活動体制、普及指導員等の活動等に関する基本的な事項を定める。

第 2 普及指導員等の職務

- 1 直接農業者に接して、農業生産方式の合理化、その他農業経営の改善及び知識を普及する活動
- 2 試験研究機関等と密接な連絡を保つなど、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法に関する調査研究

第 3 普及指導員等の配置

- 1 普及指導センターの設置

農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 12 条に規定する普及指導センターとして農林振興センターに農業支援部を設置し、農業改良助長法第 8 条第 1 項に規定する普及指導員等を配置する。

- 2 農業革新支援センターの設置

協同農業普及事業の運営に関する指針（令和 7 年 4 月 30 日農林水産省告示第 674 号。以下「運営指針」という。）第 5 に規定する農業革新支援センターとして農業技術研究センターに農業革新支援担当を設置し、農業ビジネス支援課販売対策・6 次産業化担当、農業技術研究センター農業革新支援担当及び茶業研究所農業革新支援担当に運営指針第 3 の 2 の規定に基づき農業革新支援専門員を配置する。

第 4 普及指導センターに配置する普及指導員等の普及活動体制等

- 1 活動体制

- （1）「新規就農・法人化担当」の活動体制

新規就農支援・農業法人化支援・6 次産業化の推進に対応するため、管轄市町村全域を対象とした活動とする。

(2) 「技術普及担当」の活動体制

市町村の行政区域、自然・立地条件、営農形態の実態等により設定する「地域」を活動単位とする。地域の名称及び管轄市町村は、別表のとおりとする。

2 普及指導員等の活動内容等

(1) 活動対象

認定農業者、農業法人、新規就農者、女性農業者、高齢農業者、農業に参入した企業などの意欲ある農業経営体とする。

(2) 活動内容

高度な技術・経営支援、地域農業の課題解決とし、主に次の項目とする。

ア 埼玉農業を支える担い手の育成及び確保

- ・地域農業を牽引する意欲ある担い手の育成
- ・新規就農者や女性、高齢者、農業に参入した企業等の多様な担い手の育成及び確保

イ 農地の有効利用

- ・担い手への生産基盤継承の推進や地域の合意形成支援
- ・主食用米の高品質生産、飼料用米などの導入及び生産安定、麦・大豆の生産振興の推進
- ・野菜の生産拡大の推進

ウ ニーズに応じた農林水産物の供給と持続可能な生産体制の構築・高付加価値化の推進

- ・農地の効率的な利用や新品種・新技術、新たな栽培体系の確立などによる生産力強化の推進
- ・有機農業を含む環境保全型農業や総合防除（IPM）に加え、品種や品目の転換を含めた高温等の影響を回避・軽減する適応技術の普及等による「みどりの食料システム戦略」や「埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画」の目標実現等に向けた取組の推進
- ・農産物のブランド化、農業の6次産業化などの高付加価値化の支援
- ・消費者の信頼確保に向けた農業生産工程管理（GAP）の実践の支援
- ・マーケットインの生産体制の構築及び輸出産地の形成を含めた戦略的な産地づくりの取組の支援

エ イノベーションの促進

- ・スマート農業及びデータ活用の実践による生産・流通・販売現場の技術革新に向けた取組の支援
- ・地域の課題に応じた農業支援サービスの活用の支援

オ 災害等のリスクへの対応

- ・自然災害等に対する事前・事後の技術対策の支援
- ・気候変動の影響を軽減するための対策技術の導入推進
- ・病虫害・雑草の予防やまん延防止に向けた情報提供や技術指導の実施
- ・鳥獣被害防止に向けた対策技術の普及
- ・感染症へのリスク対策や農作業安全対策などの新たなリスクに対し、経営安定を図るための取組の支援

カ 農業を核とした活力ある地域づくり

- ・都市と農山村との交流、農福連携、農業と観光産業の融合など農山村を支える取組の支援
- ・都市地域・中山間地域の特性に応じた取組の支援

(3) 専門技術項目

「作物」、「野菜」、「果樹」、「花植木」、「畜産」、「茶」、「農産物活用」の技術部門の中から地域の特性を考慮しつつ、主とする専門技術項目を設置する。必要に応じて副とする専門技術項目を設置することができる。「経営」は各技術部門に含める。

また、新任者等の主とする専門技術項目については、普及指導センター長と農業支援課長が協議の上、決定する。

なお、主とする専門技術項目は原則普及指導員として在任中は変更しない。

(4) 指導グループの設置

新規就農者の育成・確保など、地域の共通課題に対応するため、複数の担当から構成された指導グループを設置することができる。

(5) 普及活動体制の整備

効果的な普及指導活動をより充実していく観点から、「新規就農・法人化担当」及び「技術普及担当」の総合力が発揮できる体制を整備する。

「新規就農・法人化担当」と「技術普及担当」は、相互に補完し合い、効率的、効果的な活動を展開できるよう配慮する。

また、「農業革新支援担当」と緊密な連携を図り、効果的、効率的な活動を展開する。

3 普及指導センターの長の事務

普及指導センターの長は農業支援部長とし、「新規就農・法人化担当」及び「技術普及担当」の事務を総括する。

4 農業支援部の事務

(1) 「新規就農・法人化担当」の事務

- ア 農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に関すること
- イ 新規就農支援に関すること

ウ 農業法人化支援に関すること

エ 6次産業化の推進に関すること

オ 「技術普及担当」の事務を補完すること

ただし農業支援部の実情に応じて、上記事務の所掌を変更することができる。

(2) 「技術普及担当」の事務

ア 農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に関すること

イ 普及指導活動により得られた情報の提供及び共有化に関すること

ウ 普及指導活動の役割分担・進行管理に関すること

エ 普及活動計画の樹立並びに評価に関すること

オ 職場研修の実施に関すること

カ 関係機関・団体との連絡・調整に関すること

キ 「新規就農・法人化担当」の事務を補完すること

ただし農業支援部の実情に応じて、上記事務の所掌を変更することができる。

5 活動の区分

(1) 計画活動

「埼玉県5か年計画」や「埼玉県農林水産業振興基本計画」の実現に向け、普及活動基本計画及び普及活動年度計画を樹立し、計画的・効果的な普及指導活動を展開する。

(2) 調査研究

農業者の技術及び経営に係わる課題又は地域農業の課題の解決に関する調査研究を実施し、その成果を普及指導活動に活用する。

(3) 情報提供・相談活動

認定農業者、農業法人、新規就農者、女性農業者、高齢農業者、農業に参入した企業など意欲ある農業経営体に対する有用な情報提供及び相談活動を行う。

なお、効果的・効率的な普及指導活動を行うため、普及指導員等はICTの積極的な導入・活用に取り組むとともに、農作物の生育状況や栽培技術等の情報の収集及び共有を図る。

(4) 連携活動

市町村や農業協同組合、商工会議所など他産業の支援機関、民間企業、大学等との連携を図る。

(5) 緊急活動

緊急を要する重要課題については、関係機関・団体と連携し、早急な解決を図る。

第5 農業革新支援センターに配置する農業革新支援専門員の普及活動体制

1 活動体制

高度かつ専門技術に基づく技術対策の中核を担い、広域的な課題の解決や新技術の現地実証などに対応するため、県内全域を対象とした活動とする。

2 農業革新支援専門員の活動内容等

(1) 活動対象

認定農業者、農業法人、新規就農者、女性農業者、高齢農業者、農業に参入した企業などの意欲ある農業経営体とする。

(2) 活動内容

農業支援部及び試験研究機関等と連携し、広域的な課題を解決するための普及指導活動を行う。

(3) 担当分野

農業革新支援専門員は、「作物」、「野菜」、「果樹」、「花植木」、「畜産」、「茶」、「担い手育成」、「6次産業化（農産物活用）」、「経営」、「普及指導活動」、「自然災害対策」、「鳥獣害」、「持続可能な農業」、「病虫害」、「総合防除（IPM）」、「土壌肥料」、「GAP」、「農作業安全」、「スマート農業」、「輸出産地形成」、「知的財産」の分野を担当する。

(4) 農林振興センターとの連携

農林振興センターとの連携を密にするため、農業革新支援担当に各農林振興センターの担当を置く。

3 農業革新支援センターの長の事務

農業革新支援センターの長は農業技術研究センター企画、農業革新支援担当の副所長とし、農業革新支援担当の事務を総括する。

4 「農業革新支援担当」の事務

(1) 試験研究機関・教育機関・行政機関等との連携及び新たな技術の現地実証・普及に関すること

(2) 広域的な普及指導活動に関する企画・調整支援に関すること

(3) 農業支援部の普及指導活動の支援に関すること

(4) 農林振興センターとの連携のもと、先進的な農業者からの高度かつ専門的な技術・経営相談に関すること

(5) 普及指導員の育成に係る研修の企画・実施に関すること

(6) その他農業革新支援専門員の活動に必要な活動

5 活動区分

(1) 計画活動

「埼玉県5か年計画」、「埼玉県農林水産業振興基本計画」の実現に向け、

普及活動基本計画及び普及活動年度計画を樹立し、計画的な普及指導活動を展開する。

(2) 調査研究

高度な専門性を有する農業者の技術及び経営に係わる課題又は広域的な課題の解決に関する調査研究を実施し、その成果を普及指導活動に活用する。

(3) 試験研究機関との連携

試験研究機関の研究成果等をいち早く現場へ普及するため、農業技術研究センター及び茶業研究所等と農林振興センターとの連携を図る。

(4) 情報提供・相談活動

先進的な農業経営体に対する有用な情報提供及び相談活動を行う。また、ICTの積極的な導入・活用に取り組むとともに、農作物の生育状況や栽培技術等の情報を広く収集し、普及指導員による効果的・効率的な普及指導活動を支援する。

第6 普及指導員の能力向上

- 1 普及指導員はあらゆる機会を活用して自己啓発に努め、高度な技術や、地域の課題解決に必要な能力の向上を図る。
- 2 国、県、農林振興センターの役割分担のもとに普及指導活動の課題等に関する研修を計画的に実施し、研修の実施に当たっては、従来の研修手法にとらわれず、ICT等の手法も活用する。
- 3 農業革新支援専門員の配置に資するため、重点プロジェクト計画等の普及指導活動、調査研究活動等を通じて、専門分野に関する高い知見や関係機関等との高い調整力を持つ人材の育成を図る。

第7 その他普及事業の推進に関する事項

1 連絡会議の開催

農林振興センター所長は、農業者や関係機関等の意向を踏まえ、効果的な普及指導活動を行うため、市町村、農業協同組合等で構成される連絡会議等を開催し、普及活動計画の樹立、活動成果、関係機関との連携等に関する事項について協議する。

2 農業災害情報農家の設置

農林振興センター所長は、農業災害発生時に早急な対応を講じるなどのため、農業災害の情報をいち早く収集することを目的に農業災害情報農家を設置する。

3 普及指導協力委員の設置

普及指導活動を意欲ある農業者に重点化していくため、普及指導活動を補完す

る目的で先導的な役割を担う者を普及指導協力委員として登録し活用する。

4 民間との連携

普及事業の推進に当たっては、農業経営を総合的に支援していく観点から、民間の活力の積極的な活用に努める。

5 情報の秘密管理措置の徹底

普及指導活動を行う中で知り得た農業者が独自に培ってきた技術・ノウハウ等の情報について、他の農業者に対して伝達してほしくない情報である場合には、普及指導員は適切な秘密管理措置をとり、農業者自身の秘密管理についても注意を促す。

6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業支援課長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 当該基本要綱の制定に伴い、埼玉県普及活動基本要綱（令和3年2月12日決裁）については、廃止する。

別表

農業支援部等の配置一覧表

センター名	地 域 名	技術普及担当 管轄市町村	新規就農・法人化担当
さいたま	南 部 北 部	さいたま市、川口市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市 鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町	全域
川 越	東 部 西 部	川越市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、三芳町 所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、毛呂山町、越生町	全域
東松山	全 域	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村	全域
秩 父	全 域	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	全域
本 庄	東 部 西 部	本庄市、美里町 神川町、上里町	全域
大 里	東 部 西 部	熊谷市 深谷市、寄居町	全域
加 須	東 部 西 部	加須市 行田市、羽生市	全域
春日部	中 部 西 部 南 部	春日部、幸手市、宮代町、杉戸町 久喜市、蓮田市、白岡市 越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町	全域
農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当 農業技術研究センター 農業革新支援担当 茶業研究所 農業革新支援担当		全域	